

庄原市定住自立圏構想

庄原市定住自立圏形成方針



平成28年3月
(令和8年3月変更)
広島県庄原市

第1	目的	1
第2	圏域	1
第3	基本方針	1
第4	基本施策	2
1	生活機能の強化に係る政策分野	
	(1) 医療体制の確保	2
	ア 医療従事者(医師・看護師等)の確保	
	イ 地域医療ネットワークの充実	
	ウ 救急医療体制の充実	
	エ 拠点病院の機能強化	
	オ へき地医療確保体制の維持・確保	
	(2) 福祉の充実	3
	ア 子育て支援の充実	
	イ 高齢者・障害者福祉の推進	
	ウ 保健・医療・福祉のネットワーク化	
	(3) 教育の充実	3
	ア 教育環境の整備	
	イ 青少年の健全育成	
	ウ 高等教育機関との連携	
	エ 小規模高等学校の存続	
	(4) 地域産業の振興	4
	ア 雇用対策	
	イ 中心市街地の活性化	
	ウ 観光振興	
	エ 農林業振興	
	(5) 環境衛生の充実	4
	ア 環境衛生	
	イ 斎場の整備	
2	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
	(1) 地域公共交通の確保	5
	ア 生活交通及び基幹交通の維持・確保	
	(2) デジタル・ディバイトの解消に向けたインフラの整備	5
	ア 超高速情報通信網及び住民告知端末の整備	
	(3) 交通インフラの整備	5
	ア 基幹道路の整備促進	
	イ 生活幹線道路の整備推進	
	(4) 地産地消の推進	5
	ア 農商工連携による地産地消の推進	
	(5) 交流と転入定住の促進	6
	ア 転入定住施策の充実	
	イ 空き家の利活用	
	ウ 関係人口・交流人口の拡大	
	エ 自然災害への適切な対応	
	オ その他	
3	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
	(1) 人材の育成	7
	ア 地域づくり実践者の育成	
	イ 産業分野における人材及び後継者の育成	
	ウ その他	
第5	その他	7

第1 目的

この方針は、要綱第4の規定に基づく中心市宣言を行った庄原市において、各地域の特性に応じた役割分担とネットワークの確立、相互の連携・補完により、「定住」に必要な諸機能を確保するとともに、「自立」に必要な基盤整備及び地域力を維持することを目的とする。

第2 圏域

この方針の対象地域(以下「圏域」という。)は、庄原市の全域とする。

地域名	地域設定	拠点機能の設定
庄原地域	中心地域	都市機能の拠点区域を有する地域
東城地域	近隣地域	都市機能の準拠点区域（補完区域）を有する地域
西城地域		支所周辺（地域拠点区域）に一定の利便性が確保された地域
口和地域		
高野地域		
比和地域		
総領地域		

第3 基本方針

各地域は、次に掲げる政策分野において、地域特性に応じた役割分担と相互の連携・補完に努め、第1に掲げる目的を達成するものとする。

- 1 生活機能の強化に係る政策分野
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

第4 基本施策

第3に掲げる基本方針に沿って取り組む基本施策とその概要、及び地域の役割分担は、次に定めるところによる。

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療体制の確保

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 医療従事者(医師・看護師等)の確保 ・関係医療機関と連携した医療従事者の圏域外への流出抑止、圏域内への招へい促進	<ul style="list-style-type: none"> 高度医療・地域医療に携わる多様な医療従事者の確保 支援制度の活用による人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 中核病院である西城市民病院及び市立診療所と民間医療機関との連携による人材の確保
イ 地域医療ネットワークの充実 ・庄原赤十字病院(以下「拠点病院」という)の機能充実による圏域内完結の地域医療体制の確立 ・通院手段の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院と圏域内医療機関との連携強化 アクセス道路網の整備及び公共交通の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院を核とした情報通信ネットワークの活用 アクセス道路網の整備及び公共交通の最適化
ウ 救急医療体制の充実 ・救急医療の安定的な運営と救急搬送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院及び休日診療センターの安定的な運営 	<ul style="list-style-type: none"> 西城市民病院及び休日当番医制度による時間外診療体制の確保 救急車の適切な配置
エ 拠点病院の機能強化 ・拠点病院における高度な専門医療及び救急医療の安定提供 ・圏域内での産科医療体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院における医療水準の向上支援 小児科及び婦人科外来の維持及び充実 産科医療体制の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院との機能分担及び連携強化
オ へき地医療体制の維持・確保 ・拠点病院による「へき地医療活動」への支援 ・関係医療機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動診療車、医師派遣等の実施 総合医の養成と適正配置の促進 	<ul style="list-style-type: none"> へき地医療機能の最適配置 地域における「かかりつけ医」の維持

(2) 福祉の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 子育て支援の充実 ・庄原市子ども計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 専門知識を有する人材の確保と配置 総合相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性やニーズに応じたサービスの提供
イ 高齢者・障害者福祉の推進 ・庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び庄原市障害者福祉計画、庄原市地域福祉計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 専門知識を有する人材の確保と配置 総合相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性やニーズに応じたサービスの提供 地域関係団体との連携による支援ネットワーク構築
ウ 保健・医療・福祉のネットワーク化 ・地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進 ・地域包括支援センターの機能強化及び多様な関係者による福祉ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な相談支援体制の充実 地域包括ケアシステムの充実 圏域全体の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源や特性、ニーズに応じた包括ケアシステムの展開 西城市民病院における医療、福祉の連携機能の強化

(3) 教育の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 教育環境の整備 ・庄原市教育振興基本計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 圏域全体を踏まえた関係施設の効果的配置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統、文化に応じた教育活動の推進 中心地域との連携による教育環境の充実
イ 青少年の健全育成 ・庄原市子ども計画及び庄原市教育振興基本計画ほか、関係計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域及び関係機関が協働し、地域社会全体で子育て支援と教育振興に取り組む環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域活動の実践
ウ 高等教育機関との連携 ・県立広島大学との連携協定に基づく高等教育機関の機能発揮 ・リカレント教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関と連携した社会参画促進、地域活性化につながる学習活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域実情に応じた連携事業の提案と実施
エ 小規模高等学校の存続 ・小規模高等学校の存続に向けた活性化策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校の魅力向上や高大連携の推進に向けた支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な取組の企画立案と実施

(4) 地域産業の振興

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
<p>ア 雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民協働による働き手の確保対策の推進 ・高速道路網や低い地震リスクなど、地理的優位性を活かした企業誘致の推進 ・工場立地や地元雇用に対する支援制度の充実 ・求人と求職のミスマッチの解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、産業界、行政、地域住民、教育機関、などによる連携体制の強化 ・産業の成長や新規事業の創出による新たな雇用の拡大 ・起業・創業や企業誘致の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の成長や新規事業の創出による新たな雇用の拡大 ・起業・創業や企業誘致の促進
<p>イ 中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における「にぎわい創出」と利便性の高い快適な都市空間の創造 ・商工団体などとの連携による事業者の育成及び空き店舗活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、情報、観光宿泊、医療福祉、文化、教育など、多様な都市機能を集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の利便性や拠点機能の保持 ・歴史ある街並みの保存と活用
<p>ウ 観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市観光振興計画に基づく施策及び事業の推進 ・観光消費額増額のための戦略づくり ・DMOを中心とした観光振興と地域活性化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の関係団体や事業者を巻き込んだ推進体制の構築 ・ターゲットに合わせた情報発信やマーケティング戦略の見直し ・庄原DMOを中心とした地域活性化に寄与する観光事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源のブラッシュアップ ・圏域内交流の促進 ・庄原DMOを中心とした地域活性化に寄与する観光事業の展開
<p>エ 農林業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市農業振興計画、庄原市林業振興アクションプランに基づく施策及び事業の推進 ・地域特産品の生産規模と生産量の拡大や循環型林業の推進と生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携による新規特産品の開発と安定出荷体制の構築 ・スマート農業機械の導入や農地集約化による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域直売所を活用した販売促進 ・地域農業を支える担い手の育成や耕作放棄地の再生

(5) 環境衛生の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
<p>ア 環境衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市環境基本計画、庄原市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策及び事業の推進 ・ごみとし尿の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化及び更新を含めた廃棄物処理施設の適正管理 ・ごみ処理方法の統合と新たな焼却処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量の減量化 ・不法投棄対策の強化
<p>イ 斎場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再編により集約された斎場の維持、機能向上や改修、修繕等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市斎場の整備と機能向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・近接区域との施設共用 ・継続使用施設における利便性の向上

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通の確保

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 生活交通及び基幹交通の維持・確保 ・庄原市地域公共交通計画に基づく施策及び事業の推進 ・地域実情に応じた効率的で利便性の高い公共交通網の整備 ・J R、バス交通網等の地域公共交通の維持・充実	・圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 ・庄原バスセンターと備後庄原駅の結節機能の活用 ・効果的で効率的な公共交通網の確立 ・デジタル技術を活用した利便性の向上	・交通空白地域における生活交通の確保 ・既存の地域公共交通の維持に向けた利用促進

(2) デジタル・ディバイトの解消に向けたインフラの整備

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 超高速情報通信網及び住民告知端末の整備 ・圏域全体の光ケーブルを利用した情報通信環境の向上	・情報通信網の整備 ・超高速情報通信網を活用した地域の魅力発信	・市民のインターネット利用の促進 ・多様な場所での観光情報の発信

(3) 交通インフラの整備

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 基幹道路の整備促進 ・基幹道路ネットワークを形成する国道や県道の整備促進	・圏域全体のネットワークに不可欠な国道、県道などの整備要望と負担金の拠出	・産業振興、交流における幹線道路の活用促進
イ 生活幹線道路の整備推進 ・日常生活に身近な生活道路を対象とした改良整備や災害防除事業、安全な歩行者空間の確保推進	・優先順位と財源に応じた計画的な道路整備	・定期的な道路点検と利用実態の把握 ・積雪期における安全の確保

(4) 地産地消の推進

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 農商工連携による地産地消の推進 ・地産地消の推進や産直市等との連携による自給食糧の確保と農地の維持 ・食糧とエネルギーの地産地消の実現 ・多様な販売チャンネルを活用した流通・販路の拡大	・多様な連携により開発された新商品の生産体制の確保及び販路の拡大 ・有事にも強い暮らしの実現に向けた仕組みづくり	・学校給食や直売所における地産地消の推進 ・豊富な水・森林資源の活用

(5) 交流と転入定住の促進

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
<p>ア 転入定住施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実や自治振興区との連携など、転入希望者のニーズに応じた支援の充実 ・インターネットや専門誌をはじめ、機会を捉えた情報発信と情報内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体を対象とした定住施策の企画立案 ・圏域全体の転入定住に関する情報の集約と発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や環境に応じた効果的な転入定住支援策の実施
<p>イ 空き家の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興区や宅地建物取引事業者など、関係者との連携強化による空き家バンク制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体を対象とした空き家利活用の企画立案 ・圏域全体の空き家に関する情報の集約と発信 ・転入希望者とのマッチングをはじめとする相談窓口の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報の収集と自治振興区と連携した活用の促進
<p>ウ 関係人口、交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口と市民・地域をつなぐ仕組みづくりと関係人口の関与を深化させる取組の強化 ・圏域内の魅力ある地域資源を活かした体験活動の展開による交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住の推進 ・交流推進組織との連携による地域資源の収集と情報の発信 ・体験素材の内容及び受け入れ体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした体験素材の充実 ・地域実情に応じた受け入れ体制の整備
<p>エ 自然災害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の脅威に対応した安全・安心な地域社会の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の計画的整備と消防団・自主防災組織などの地域防災力強化による自然災害への備えの強化 ・緊急情報の迅速かつ正確な伝達と、要配慮者を含むすべての市民の安全な避難体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題と実情に応じた防災力の強化及び充実

オ その他

上記に掲げるもののほか、中華人民共和国四川省綿陽市との交流事業、学生交流事業、産業交流事業、国際交流事業を推進する

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 地域づくり実践者の育成 ・地域課題に対応できる新たな人材の発掘、人材の育成及び活用 ・自治振興区、ボランティア団体、NPO団体、企業など、多様な主体によるネットワーク構築	・地域づくりを実践する人材、団体の発掘、育成及び連携推進 ・情報の収集と共有化	・地域資源の認知と地域づくり活動の実践
イ 産業分野における人材及び後継者の育成 ・多様な人材のキャリアを支援する体制の整備 ・農商工分野での人材及び後継者の育成	・産学官の連携による情報の収集と提供 ・外国人材の受入れや企業の教育・研修体制の充実や能力開発などの取組の支援 ・専門職による指導機会の設定	・農林業、商工業を中心とした地域での人材育成、後継者育成 ・地域実情に応じた関係団体の設立と継続

ウ その他

上記に掲げるもののほか、市職員のスキルアップをはじめ、圏域内のマネジメントを担う人材育成に取り組む。

第5 その他

この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。